

可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託

公募説明書

令和5年1月

鹿島地方事務組合

目次

第1章 目的	1
第2章 募集事項	2
第1節 基本事項	2
第2節 契約締結までの流れ及び実施スケジュール	4
1.プロポーザル方式の流れ	4
2.事業者選定スケジュール	5
第3章 応募に関する条件	6
第1節 参加者の構成	6
第2節 参加資格要件	7
第3節 構成企業の資格要件	7
第4節 実績に関する要件	8
第5節 有資格者に関する要件	8
第6節 見積上限額	9
第4章 応募手続きに関する事項	10
第1節 公告に関する事項	10
第2節 公募説明書等に関する質問回答	10
第3節 参加資格確認申請書類の提出	10
第4節 企画提案書類の提出	11
第5節 企画提案書に関する質問回答	11
第6節 辞退	12
第7節 事務局	12
第8節 留意事項	12
第5章 提出書類	14
第1節 参加資格確認申請書類	14
第2節 企画提案書類	14
第3節 辞退届	14

第6章 提出書類作成要領.....	15
第1節 一般的事項	15
第2節 企画提案書.....	15
第3節 価格提案書.....	15
第7章 技術対話についての留意事項	16
第8章 事業者の決定	17
第1節 優先交渉権者の選定方法.....	17
第2節 企画提案書類の審査	17
第3節 優先交渉権者等の決定	17
第4節 契約手続き等.....	17
第5節 契約を締結しない場合	17
第6節 結果公表.....	18
第9章 その他事項.....	19
第1節 委託費の支払い方法	19
第2節 モニタリング	20
第3節 業務改善についての措置.....	21
第4節 委託費の減額	22

本公募説明書では、以下のように用語を定義する。

用語	定義
長期包括運営管理業務委託	本施設の運営管理業務委託を、受託事業者へ長期的・包括的に一括して委託する方式を示す。
本施設	令和6年4月に供用開始する「可燃ごみ処理施設」を示す。
本業務	鹿島地方事務組合が実施する「可燃ごみ処理施設長期包括運営業務委託」を示す。
本組合	鹿嶋市及び神栖市で構成する「鹿島地方事務組合」を示す。
公募説明書等	公告の際に本組合が公表する書類一式を示す。 具体的には、公募説明書、優先交渉権者選定基準、様式集、要求水準書、業務委託契約書(案)を示す。
参加者	本施設の運営管理業務を遂行する能力を有し、本業務に参加する単体企業又は、複数の企業によって構成されるグループを示す。
代表企業	グループの場合、参加者の代表を務める企業を示す。
構成企業	本業務に対して、全て又は一部を出資する企業を示す。
協力企業	本業務に対して、出資を行わない企業を示す。
参加資格確認書類	本業務委託の参加者が、企画提案書類に先駆けて提出する参加資格確認書類を示す。
企画提案書類	参加資格を有すると認められた参加者が、本公募説明書等に規定する提案審査を受けるために本組合へ期限内に提出する「企画提案書」及び「価格提案書」その他これらに付属又は関連する書類の総称を示す。
優先交渉権者	審査委員会の選定を受けて、本業務委託契約の締結を予定する者として、本組合が決定した資格審査通過者を示す。
事業者	優先交渉権者として選定され、本組合と契約締結のための協議を行った後、業務委託契約の締結を行った者を示す。
可燃ごみ処理施設長期包括運営業務委託審査委員会	本業務委託実施に必要となる提案書類の審査を行い、優先交渉権者の選定を行う目的で、本組合が設置する組織を示す。

第1章 目的

鹿島地方事務組合(以下、「本組合」という。)では、令和6年4月の供用開始に向けて施設整備を進めている可燃ごみ処理施設(以下、「本施設」という。)の長期包括運営管理業務委託(以下、「本業務」という。)を公募型提案方式(以下、「プロポーザル方式」という。)により実施することとした。

本業務では、本施設の基本性能を発揮させつつ、民間の創意工夫による適正処理(安定性、衛生・安全性、経済性)の提案を取り入れた良質な運営管理と経費の効率化を図ることを目的としている。

前述した本業務に関する目的を踏まえた上で、本公募説明書は、プロポーザル方式の実施に係る概要及び手順等を示すものであり、本業務を実施する運営事業者を選定するにあたり、参加者に公表するものである。

本業務の公募に参加を希望する場合は、本公募説明書の内容を踏まえ、必要な書類等を提出すること。なお、以下に示す別添資料1から4の資料は、本公募説明書と一体の資料として配布するものである。

別添資料1:優先交渉権者選定基準

別添資料2:様式集

別添資料3:要求水準書

別添資料4:業務委託契約書(案)

第2章 募集事項

第1節 基本事項

1)業務名

可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託

2)業務実施場所

茨城県神栖市東和田 21-11

3)発注者

鹿島地方事務組合 管理者 石田 進

4)対象施設

本業務の対象となる本施設の概要は、以下のとおりとする。

項目	概要
施設名称	可燃ごみ処理施設
施設規模	230t/日(115t/日×2 炉)
燃焼方式	全連続燃焼方式
供用開始	令和6年4月(予定)
設計・施工	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
受入供給設備	ピット&クレーン方式(ピット容量:4,200m ³ (3.6 日分)) ダンピングボックス
燃焼設備	ストーカ方式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式(全ボイラ)
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、乾式排ガス処理設備
通風設備	平衡通風方式
余熱利用設備	蒸気タービン発電及び電気式場内給湯 廃熱ボイラ(発電出力:4,880kW) 高圧受電(3,500kW まで逆潮流可能)
給水設備	生活用水(上水) プラント用水(再利用水及び上水)
排水処理設備	ごみ汚水(蒸発酸化処理) プラント排水(クローズド方式) 生活排水(下水道放流)
灰出設備	主灰(常時:灰ピット方式) 飛灰(常時:貯留槽) 飛灰(緊急時:薬剤処理方式)
電気計装設備	電気設備:高圧 計装設備:中央集中管理方式

5)業務内容

本業務における業務内容は、本施設に関する受付・搬入管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、環境管理業務、防災管理業務及びその他関連業務とする。

具体的な業務項目は、「添付資料 3:要求水準書」に示すとおりとする。

6)業務期間

本業務の実施期間は、令和5年度の契約締結日の翌日から令和6年3月31日までを準備期間(試運転を含む)とし、正式な運営委託期間は令和6年4月1日から令和26年3月31日までの20年間とする。

なお、準備期間中に実施する試運転の開始予定日は令和5年12月1日とする。

7)契約の形態

本組合は、長期包括運営管理業務委託を受託した事業者と本業務に関し、契約を締結する。

なお、契約に関する事項の詳細は、業務委託契約書(案)に示すが、支払い条件、委託費の減額等に関する事項は、第9章に示すとおりとする。

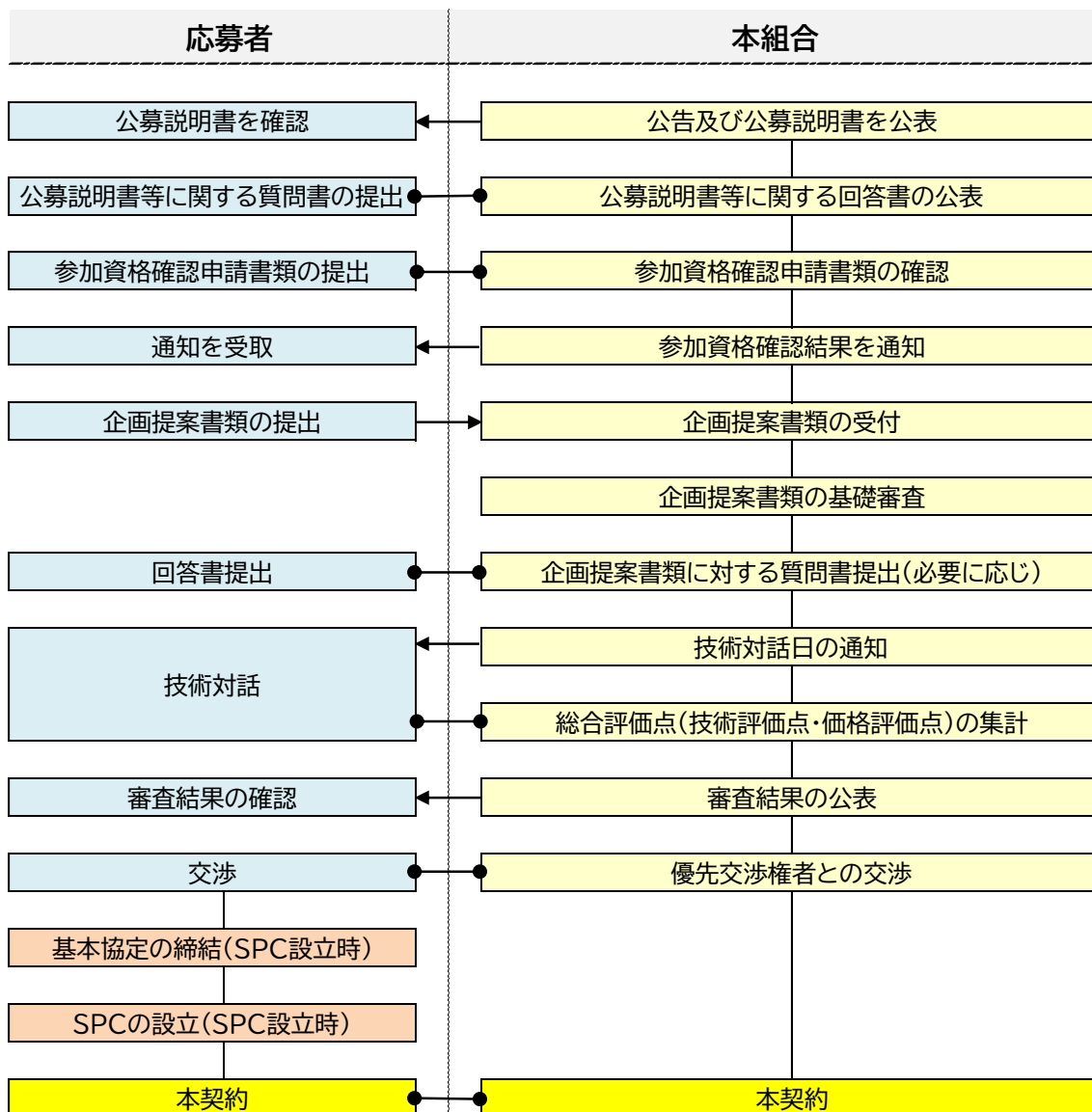
8)関係法令等の遵守

長期包括運営管理業務委託を受託した事業者は、本業務の実施にあたり関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守すること。

第2節 契約締結までの流れ及び実施スケジュール

1. プロポーザル方式の流れ

プロポーザル方式における公告から契約締結に至るまでの流れは、以下のとおりとする。



2.事業者選定スケジュール

本業務に関する事業者選定スケジュールは、以下のとおりとする。

日 程	内 容
令和5年1月18日(水)	公告、公募説明書の公表
令和5年2月3日(金)	公募説明書等に関する質問書の受付期限
令和5年2月10日(金)	公募説明書等に関する質問書に対する回答
令和5年2月17日(金)	参加資格確認申請書類の受付期限
令和5年2月21日(火)	参加資格確認結果通知
令和5年3月29日(水)	企画提案書・価格提案書の受付期限
令和5年4月11日(火)	企画提案書に対する質問書送付(必要に応じ)
令和5年4月17日(月)	企画提案書に対する質問回答期限(必要に応じ)
令和5年4月28日(金)	技術対話の実施
令和5年5月12日(金)	審査結果通知(優先交渉権者の選定)
令和5年5月15日(月) ～令和5年5月31日(水)	優先交渉権者との交渉期間
[SPC 非設立時]	
令和5年6月上旬	本契約締結
[SPC 設立時]	
令和5年5月15日(月) ～令和5年6月上旬	基本協定の締結
令和5年5月15日(月) ～令和5年7月中旬	SPC の設立
令和5年7月下旬	本契約締結

第3章 応募に関する条件

第1節 参加者の構成

本組合は、参加資格確認申請書類等から、入札参加者の資格の確認を行うために、以下の事項を確認する。

- ①参加者は、公募説明書において公表した要求水準書に掲げる業務等を実施する予定の単体企業又は複数の企業によって構成されるグループとする。
- ②複数の企業によって構成されるグループで参加を希望する場合、構成する企業の中から代表企業を定め、代表企業が公募説明書に示す各種手続きを行うこと。
- ③単体企業又は、複数の企業によって構成されるグループの代表企業と構成企業は、本業務を遂行する上での役割等を明らかにすること。
- ④複数の企業によって構成されるグループの代表企業と構成企業の変更は、原則として認めない。
- ⑤複数の企業によって構成されるグループでの参加を希望する場合、他の参加者又は参加グループを構成する企業を含むことは認めない。
- ⑥会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定される親会社及び子会社の関係にある会社が、複数の参加グループの構成企業として参加することを認めない。
- ⑦同一参加者が複数の提案を行うことを禁止する。
- ⑧本業務の形態において、特別目的会社(SPC)の設立は任意とするが、SPCは以下に示す要件に該当すること。
 - ◇本業務を実施する構成企業の出資は必須とする。
 - ◇基本協定書締結後、速やかに会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として設立すること。
 - ◇本店所在地は、茨城県鹿嶋市もしくは神栖市内とし、本施設の所在地を本店所在地とすることは認めない。
 - ◇代表企業の株式の保有割合が、設立時から本業務期間を通じて100分の50を超えたものとする。
 - ◇本施設の運営開始日から業務期間を通じて、資本金を維持すること。
 - ◇SPCの株主は、本組合の同意なく株式の譲渡、担保権の設定、処分などを行わないこと。
 - ◇SPCは、本業務以外の業務を兼業することは認めない。

第2節 参加資格要件

本業務に関する企画提案の参加者は、以下に示す要件に該当しない場合、本企画提案の参加者となることはできない。なお、参加資格要件の確認基準日は、令和5年1月18日とする。

- ①公告日現在において、令和3・4年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者名簿の物品製造・役務の提供等又は令和3・4年度神栖市競争入札参加資格者名簿の物品製造等に登録されていること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鹿嶋市、神栖市の入札参加の制限を受けていない者、又は茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- ③鹿嶋市建設工事暴力団排除対策措置要綱又は神栖市建設工事等暴力団等排除対策措置要項に規定する暴力団関係者に該当するものが所属していないこと、又は暴力団関係者がその事業活動を支配していないこと。
- ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。(再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く)
- ⑥鹿嶋市及び神栖市の納税義務に対し、完納していること。
- ⑦本業務に関する発注支援業務を受注した株式会社東和テクノロジーと資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。

第3節 構成企業の資格要件

本業務に関する企画提案の参加者がグループを構成する場合、以下に示す要件に該当しないものは、本企画提案の構成企業となることはできない。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鹿嶋市、神栖市の入札参加の制限を受けていない者、又は茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- ②鹿嶋市建設工事暴力団排除対策措置要綱又は神栖市建設工事等暴力団等排除対策措置要項に規定する暴力団関係者に該当するものが所属していないこと、又は暴力団関係者がその事業活動を支配していないこと。

- ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ④会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。(再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く)
- ⑤会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定される親会社及び子会社の関係にある会社が、複数の参加グループの構成企業として参加しないこと。

第4節 実績に関する要件

本業務に関する企画提案の参加者(グループの場合は代表企業)は、以下に示す要件に該当しない場合、本企画提案の参加者となることはできない。

- ①地方公共団体が発注した全連続燃焼式焼却施設(ストーカ式、1 炉 100t/日以上、発電含む)を対象とした長期包括運営委託業務の受託実績を元請け又は、代表企業として有していること。
- ②上記の施設に関する長期包括運営委託業務を連続して 2 年間以上実施していること。

第5節 有資格者に関する要件

本業務に関しては、下記に示す人員を確保すること。

- ①総括責任者(最高責任者)
- ②副総括責任者(総括責任者の補佐又は業務代行能力を有した人員)
- ③有資格者(運転管理業務、維持管理業務などそれぞれに必要な有資格者を業務実施時に配置すること。)
 - ・廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)
 - ・第2種酸素欠乏危険作業主任者
 - ・危険物保安監督者・危険物取扱者
 - ・クレーン特別教育修了者等
 - ・フォークリフト運転技能者
 - ・第3種電気主任技術者以上
 - ・第2種ボイラー・タービン主任技術者以上
 - ・エネルギー管理員
 - ・特定化学物質作業主任者
 - ・ダイオキシン類業務に係る作業指揮者

④その他必要に応じて配置する有資格者

- ・公害防止管理者
- ・第1種電気工事士
- ・二級ボイラー技士等
- ・有機溶剤作業主任者
- ・ガス溶接技能有資格者
- ・アーク溶接技能資格者
- ・その他

第6節 見積上限額

本業務に係る見積上限額は、以下に示すとおりとする。
なお、見積上限額を超える提案をした者は、失格とする。

見積上限額:11,602,000,000 円(税抜)

第4章 応募手続きに関する事項

第1節 公告に関する事項

本組合は、以下のとおり公募説明書を公表する。

① 公告日

令和5年1月18日(水)

② 公募説明書の配布

本業務に関する公募説明書を次のとおり配布する。なお、配布書類は発注者のホームページからダウンロードすること。

配布期間:令和5年1月18日(水)から令和5年3月29日(水)まで

配布場所:鹿島地方事務組合ホームページ

③ 資料の閲覧

本業務に関する図面等の書類については、本組合にて閲覧とする。

第2節 公募説明書等に関する質問回答

公募説明書に関する質問を、次のとおり受け付ける。

① 質問受付期限

令和5年2月3日(金) 15時まで

② 提出方法

公募説明書に関する質問がある場合は、「公募説明書等に関する質問書」(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「事務局(第4章第7節参照)」に提出すること。なお、電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

③ 質問回答書の公表

公募説明書に関する質問への回答は、令和5年2月10日(金)に本組合のホームページにおいて公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

あわせて、回答内容については、本業務に直接関係するもののみ回答するものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

第3節 参加資格確認申請書類の提出

本業務に参加する意思がある場合、参加者は参加資格確認申請書類を、次のとおり提出すること。

① 提出書類

第5章第1節に示す書類を提出すること。

② 提出方法

郵送又は持参によるものとし、受付期限までに受付場所に必着すること。

③受付場所

事務局(第4章第7節参照)

④参加資格確認申請書類の受付期限

令和5年2月17日(金) 15時まで

⑤参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加資格確認申請を行った参加者に対して、令和5年2月21日(火)に電子メールで通知する。なお、参加資格を有すると認められた参加者名等については公表しない。

あわせて、本通知に「受付企業名」を記載する点に留意すること。

第4節 企画提案書類の提出

参加者は、企画提案書類(企画提案書及び価格提案書)を、次のとおり提出すること。

①提出書類

第5章第2節に示す書類を提出すること。

②提出方法

郵送又は持参によるものとし、受付期限までに受付場所に必着すること。

③受付場所

事務局(第4章第7節参照)

④企画提案書類の受付期限

令和5年3月29日(水) 15時まで

第5節 企画提案書に関する質問回答

参加者より提出された企画提案書について、次のとおり質問を行う場合がある。

①質問書送付期限

令和5年4月11日(火) 15時まで

②質問書提出方法

企画提案書に関して質問がある場合、本組合は電子メールにより参加者へ送信する。なお、質問が無い場合においても質問書を送付するため、翌日(土曜日・日曜日・祝祭日等の場合は、翌開庁日)までに無い場合は、事務局(第4章第7節参照)に必ず電話確認を行うこと。

③質問回答書の提出期限

令和5年4月17日(月) 15時まで

④質問回答書の提出方法

本組合より送付した質問書に回答を記載し、電子メールにより「事務局(第4章第7節参照)」に提出すること。

第6節 辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、辞退する場合は、企画提案書類の提出期限までに、参加辞退届(様式第7号)を提出すること。

第7節 事務局

本業務の事務局は、次のとおりとする。

事務局 : 鹿島地方事務組合 施設整備課
住所 : 〒314-0141
茨城県神栖市居切 660 番地 3
電話 : TEL:0299-90-1266
電子メール : sisetu@kcj.or.jp
ホームページ : <http://www.kcj.or.jp>

第8節 留意事項

企画提案書類の提出に関する留意事項は、次のとおりである。

①公正な公募の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触することのないように留意すること。また、参加者は、本公募説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

②書類の差し替え等の禁止

参加者は、企画提案書類の提出期限以降における書類の差し替え及び再提出をすることができない。

ただし、本組合が指示する場合の書類の差し替えは、この限りではない。

③公募手続きの延期等

本組合は、公告後において公募手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

④費用の負担

本業務の公募に要する費用(延期、中止、取り消し時も含む)は、参加者の負担とする。

⑤企画提案書の取扱い

著作権 : 参加者に帰属する。

特許権 : 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うこと。

企画提案書の使用: 提出された企画提案書は、事業者の選定に関わる開示以外に参加者に無断で使用しない。なお、提出された企画提案書は返却しない。

⑥本組合が提供する資料の取扱い

参加者(辞退者を含む)は、本組合が提供する資料を、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

⑦その他

本組合が提示する資料及び質問回答書は、本公募説明書と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第5章 提出書類

第1節 参加資格確認申請書類

参加者は、以下の提出書類を正本1部及び正本の複製1部(白黒コピー可)の計2部提出すること。

提出書類	参加者 (代表企業)	構成企業	様式
参加資格確認申請書	○	—	様式第2号
会社概要	○	○	様式第3号
参加者の構成	○	○	様式第4号
委任状	○	—	様式第5号
法人登記簿謄本	○	○	写し
納税証明書	○	—	写し
長期包括運營業務に関する受注実績	○	—	様式第6号

第2節 企画提案書類

参加者は、以下の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類	参加者 (代表企業)	指定部数	様式
企画提案書	○	正本1部 副本11部	様式第8号
価格提案書	○	正本1部	様式第9号
事業計画書	○	正本1部	様式第10号
電子データ ※企画提案書の副本のみ	○	1枚 (CD-Rなど)	—

第3節 辞退届

参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、辞退する場合は、以下の提出書類を提出すること。

提出書類	参加者 (代表企業)	指定部数	様式
辞退届	○	正本1部	様式第7号

第6章 提出書類作成要領

第1節 一般的事項

参加者は、各種提出書類の作成にあたって、以下の事項に留意すること。

- ①使用する言語、単位及び通貨は、日本語、計量法(平成4年法律第51号)に定める単位及び日本国通貨に限る。
- ②様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。
- ③提出書類は様式集の順番で1冊にまとめ、A4版(A3版書類についてはA4版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして提出すること。ただし、価格提案書に添付する事業計画書は企画提案書とまとめる必要はない。

第2節 企画提案書

参加者は、企画提案書の作成にあたって、以下の事項に留意すること。

- ①様式集に示す所定のページ数以内(A3版は2枚と計上)の記載内容とすること。
- ②文字サイズは10.5ポイント以上(図表は含めない)とすること。
- ③各ページの下中央に通し番号(1/●～●/●)をふること。
- ④企業名は正本には記載するが、副本は本組合が送付した参加資格確認結果通知に記載された「受付企業名」を記入すること。
- ⑤着色は自由とし、図表、絵及び写真等を使用してよい。
- ⑥本組合に提出する企画提案書の電子データは、基本的には Microsoft Word (windows版とし、バージョンは2010以降とする。)、Microsoft Excel(windows版とし、バージョンは2010以降とする。)を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

第3節 価格提案書

参加者は、価格提案書の作成にあたって、以下の事項に留意すること。

- ①価格提案書及び事業計画書は封筒に入れ、密封して提出すること。
- ②価格提案書及び事業計画書には消費税を加えないこと。

第7章 技術対話についての留意事項

参加者は、技術対話にあたって、以下の事項に留意すること。

- ①企画提案書に関する技術対話の実施日、実施場所については、確定次第通知する。
- ②提出書類等を補足するため、1事業者あたり質疑応答を含め概ね90分(説明30分以内、質疑60分以内)のヒアリングを実施する。
- ③会場への入室は3名以内とし、説明及び質疑応答は本業務の関連技術者が行うこと。
- ④技術対話時の資料は企画提案書とするため、追加となる書類(パワーポイントの印刷資料などを含む)の提出は認めない。
- ⑤パソコンを用いたプレゼンテーション時のみ、企画提案書に示した提案内容を逸脱しない範囲で補足説明の充実(提案図面の拡大縮小回転などを含む)を認めるが、明らかに逸脱している場合(企画提案書に明確に記載のないものや、関連する事項として新たに追加された提案など)は提案内容の良否に関わらず減点対象とする。なお、補足説明を追加する場合は、提案内容を逸脱していないことを示すため、パワーポイントに提案内容の出典ページを記載すること。
- ⑥プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクターは本組合で準備するが、パソコンは参加者が持参すること。
- ⑦コネクター(ミニD-Sub15ピン)についても本組合で準備する予定であるが、参加者が持参するパソコンとの接続端子の違いが発生する可能性もあることから、必要に応じて持参すること。

第8章 事業者の決定

第1節 優先交渉権者の選定方法

本業務の事業者の選定方法は、本組合が提示する要求水準書に対する長期包括運營業務委託の各種技術提案と、価格提案を総合的に評価するものとし、別添資料 1 に示す優先交渉権者選定基準に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者(以下「優先交渉権者等」という。)を選定する。

第2節 企画提案書類の審査

参加者から提出された企画提案書類は、「可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託審査委員会(以下「審査会」という。)」において審査を行い、優先交渉権者等を選定する。ただし、以下に示す事項に該当する場合は失格とする。

- ①提出書類を期限までに提出しない場合
- ②技術対話の審査に欠席した場合

第3節 優先交渉権者等の決定

審査会による選定結果を踏まえて、選定された優先交渉権者(参加者)に速やかに結果を電子メールにて通知する。

第4節 契約手続き等

本業務の事業者として決定した場合、以下の事項に留意すること。

- ①締結にあたっては企画提案時に提示した価格提案書の金額を上限として交渉を行い、協議の整った金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。
- ②契約期間中に消費税の税率が変更された場合、本組合は当該変更後の税率に基づいた税額を負担するものとする。

第5節 契約を締結しない場合

本業務の事業者として決定した場合においても、下記の事項に該当する事象が発生した場合は、契約を締結しない場合がある。

なお、本組合は優先交渉権者として選定された事業者に対して一切の費用負担を負わないものとし、当該事象が確認された段階で次点交渉権者と契約交渉を行うものとする。

①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に関する事項

◇ 法第 49 条第1項の規定による排除措置命令を行い、同条第7項又は独占禁止法第 52 条第5項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。

◇ 法第 50 条第1項の規定による納付命令を行い、同条第5項又は法第 52 条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。

- ◇ 法第 49 条第 6 項又は第 50 条第 4 項の規定による審判の請求をした場合において、法第 66 条の規定により当該請求に対する審決(同条第 3 項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。)がされたとき(法第 77 条の規定による審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)
- ◇ 法第 77 条の規定によりこの審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

②反社会的勢力の排除

- ◇ 役員等(法人である場合の役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。その後の改正を含む。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有するもの(以下本項において「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- ◇ 暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- ◇ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。

第 6 節 結果公表

優先交渉権者と契約に向けた交渉を行った後、本組合との合意形成が図れた場合に本業務の事業者として決定し、本組合のホームページにおいて公表する。

ただし、電話等による問い合わせには応じない。

第9章 その他事項

第1節 委託費の支払い方法

1) 委託費の構成と算出方法

本組合から本業務の事業者を支払う委託費は、固定費と変動費の合算として算出する。

固定費は、委託費のうち、処理対象物の焼却量に関わらず、本施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費とする。変動費は、委託費のうち、処理対象物の焼却量に応じて変動する経費とし、事業者が提案した価格を基に算出する費用とする。

委託費の構成は以下のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{(委託費)} &= \text{(固定費)} + \text{(変動費)} \\ \text{(変動費)} &= \text{(変動費単価)} \times \text{(処理対象物の焼却量)} \end{aligned}$$

各費用の内容は次のとおりとする。

(委託費)	: 本組合から事業者を支払う委託費 [円]
(固定費)	: 処理対象物の焼却量に関係なく支払う固定的な経費 [円]
(変動費)	: 処理対象物の焼却量に応じて支払う変動的な経費 [円]
(変動費単価)	: 処理対象物の焼却量、1t当たりの変動的な経費単価 [円/t]

委託費を構成する固定費及び変動費単価は、事業者が事業者選定時に提出した事業計画における金額及びその計算根拠を基に、具体的な数値を決定するものとする。

なお、固定費及び変動費の構成は、下表に示すとおりとする。

種類		概要	項目
固定費	固定費①	人件費、事務費等に係る諸費用	人件費、事務費、公課費、保険等、その他費用
		運転管理費	計測・分析費、消耗品・予備品等、警備・清掃費、電気費(基本料金)、水道費(基本料金)、その他費用
	固定費②	補修費	点検、検査、補修、更新費等
変動費		処理対象物の焼却量によって変更が生じる用役費	電気費(使用料金)、水道費(使用料金)、薬品費、燃料費、油脂類費、その他費用

2) 委託費の支払方法

本業務の委託費は、各年度の四半期に1回、事業者に対して支払うものとする。

なお、固定費は毎四半期均等、変動費は計画焼却量に基づき第1～3四半期を仮払いし、本業務の履行状況のモニタリングを踏まえ年度末(第4四半期)に精算する。

3) 委託費の見直し

事業年間の物価上昇率、為替変動等の変動の可能性のある経済要素については、原則として、以下の考え方に従い、委託費に反映させるものとする。

- ①変動要素の見直しは、原則として翌年度の委託費を設定する8月を目途に行う。
- ②変動要素の見直しに関し、固定費及び変動費単価のそれぞれに±1.5%の許容範囲を置くものとする。
- ③許容範囲については、初回は初期値を、以降は固定費及び変動費単価のそれぞれの直近の見直し後の数値を基準とする。
- ④変動要素の見直し時点から、実際の委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、本組合と事業者は協議により変動要素の見直しをすることができるものとする。
- ⑤見直しに係る評価指標は、事業者が価格提案書に同封した事業計画書の様式10-11において提示した経済指標をもとに本組合と同意した指標を用いることとし、前年度の経済指標をもとに、上記の各項目等について補正を行い、当該年度の委託費(固定費及び変動費)とする。
- ⑥ただし、事業者が合理的に説明できる見直しに係る評価指標を提示した場合は、この限りではない。

第2節 モニタリング

1) モニタリングの基本的な考え方

本組合では、プロポーザル公告時に提示した要求水準書及び事業者が作成した企画提案書、並びに運営マニュアルに基づいて、適正かつ確実な本業務の履行が確保されているかを監視、評価する。モニタリングにより、前述した要求水準事項が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合は、運転停止、是正勧告、委託費の減額の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、業務委託契約に基づく、本組合の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

2) モニタリング方針

本業務におけるモニタリングの方法は、事業者が行うセルフモニタリングに基づく本業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で本組合が随時モニタリングを行うこととする。

3)モニタリング方法

①事業者によるモニタリング

事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行うものとし、本業務の履行体制及び本施設の運営管理に関する履行状況を定期的又は随時確認することにより、本業務内容について、毎月各種報告書を作成して、本組合に提出すること。

②本組合によるモニタリング

本組合は、自己の責任及び費用で事業者が実施する業務について、その履行状況を定期的又は随時モニタリングを行うものとする。

定期的なモニタリングは、事業者が作成した各種報告書の内容が要求水準書及び事業者が作成した企画提案書、並びに運営マニュアルを満たしていることを確認するものとする。

なお、月報等の具体的内容は、事業者の提案に基づき契約後に本組合と協議のうえ決定する。また、定期的なモニタリングとは別に、本組合が必要と認める場合、随時モニタリングを実施するため、事業者は最大限の協力を行うこと。

第3節 業務改善についての措置

1)是正勧告(1回目)

①是正勧告

確認された不具合、不履行又は不適合が、2度以上発生しているものであるか、又は初めて発生したものでも重大であると認めた場合、本組合は、事業者に適切な是正措置をとることを通告(是正勧告)する。事業者は、本組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について本組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した改善計画書を、指示を受けた日から30日以内に本組合に提出し、承諾を得ること。ただし、本組合の承諾によって、本組合は、改善結果について一切責任を負わず、事業者は、不具合、不履行又は不適合について一切免責をされない。なお、確認された不履行が初めて発生したもので、かつ重大な不具合、不履行又は不履行ではないと本組合が判断した場合は、是正勧告とせず、本組合と事業者の協議により措置を決定する。

②やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準事項を満たすことができない場合、事業者は、本組合に対して速やかに、かつ詳細にこれを報告し、その改善策について本組合と協議する。

事業者の報告した事由に合理性があると本組合が判断した場合、本組合は対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

2)改善の確認

本組合は、事業者からの改善完了の報告又は改善期限の到来を受け、改善計画書に沿った

改善の実施状況を確認する。

3) 是正勧告(2回目)

上記の2)における確認の結果、改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は、事業者に2回目の是正勧告を行うとともに、再度、改善計画書の提出請求等の指示及び改善状況の確認等の措置を行う。

4) 是正勧告(3回目)

上記の3)の手続を経ても2回目の改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は、事業者に3回目の是正勧告を行うとともに、運転管理計画書の管理体制の見直しを事業者に請求することができる。

5) 契約の解除

本組合は、上記の4)の運転管理計画書の管理体制の見直し等の請求を行った後、最長3ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、又は、請求後3ヶ月が経過しても管理体制の見直し等の改善策の一部又は全部が完了していなかった場合、本組合が本契約の継続を希望しないときには、本契約を解除することができる。

第4節 委託費の減額

1) 減額の対象

減額の対象は、委託費における「固定費①」(減額の原因となった施設等の固定費に限らず、委託費の固定費①の総額。以下同じ。)とする。

2) 減額の措置

本組合によるモニタリング等の結果、本組合が2回目の是正勧告を行った場合、当該事象に対して勧告を行った日を起算日(同日を含む。)として、当該勧告の対象となる事象が解消される日まで、年365日(又は366日)の日割り計算で事業者を支払う固定費①を減額する。

3) 減額の程度

本業務に係る対価の減額の程度は、1件の是正勧告に対して減額対象の10%とする。

なお、複数の是正勧告による減額の限度は50%とする。

是正勧告件数	減額措置の内容
1件	10%の減額
2件	20%の減額
3件	30%の減額

4 件	40%の減額
5 件以上	50%の減額

4)減額の算定方法

本事項に関する減額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{(減額)} &= 1 \text{ 日あたりの固定費①(円/日)} \\ &\quad \times \text{当該年度において是正にかかった日数(日)} \times \text{減額率(\%)} \end{aligned}$$

※1日あたりの固定費①は、当該年度の運営固定費を当該年度の日数(365日又は366日)で除した額とする。